地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

《詳細》高齢福祉課 ☎25-2872

誰もが安心して生活できる地域づくりのため、民生委員・児童委員は地域を見守り、住民の身近な相談相手となり、専門機関へのつなぎ役として、日々活動しています。

民生委員と主任児童委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のために、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する特別職（非常勤）の地方公務員です。ボランティア活動のため、給与・報酬は支給されませんが、交通費や通信費、研修参加費などの活動に必要な経費は定額で支給されます。

また、全ての民生委員は、児童福祉法による児童委員も兼ねています。中でも児童福祉部門を専門に担当する人を、「主任児童委員」といいます。

民生委員の任期は3年間で再任も可能です。現委員は今年11月までの任期で、12月に一斉改選となります。

室蘭市の民生委員の定数は256人で、1人当たりおおむね120世帯から280世帯を担当しています。主任児童委員の定数は24人で、民生委員の中から任命されます。

担当の民生委員・児童委員を知りたい

住んでいる地域の民生委員・児童委員が分からないときは、高齢福祉課福祉総務係にお問い合せください。業務時間外（17時15分から翌8時45分まで）や休日は、市・当直（☎22-1111）にお問い合わせください。

相談のプライバシーは守ります

民生委員・児童委員には、守秘義務があります。相談内容など個人の秘密を守り、人格を尊重することが民生委員法に明記されています。相談内容が外部に漏れる心配はありませんので、安心して相談できます。

民生委員・児童委員マーク

現在のマークは、昭和35年に公募で選ばれました。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーを背景に、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどり、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員の活動

知る（調査活動）

住民の相談に適切に対応できる体制づくりや、福祉サービスを必要とする人を発見し、必要かつ可能な範囲で、担当地区の実情把握に努めます。

特に市では、毎年６月に65歳以上を対象とした「高齢者実態調査」を実施しています。

聞く（相談活動）

住民の抱えるさまざまな問題について、相手の立場に立ちながら相談に応じます。

伝える（情報提供活動）

相談者や援助を必要とする人に、利用できる福祉制度やサービスなどの情報を提供します。

知らせる・つなぐ（連絡・通報・調整活動）

個々のニーズに沿った福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関、各種相談窓口などに連絡し、必要な対応を促すつなぎ役を務めます。

考える（意見具申活動）

日々の活動で得た問題点や改善策について、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通じて関係機関に意見提起します。

支える（生活支援活動）

支援を必要とする人に対し、生活支援活動を行うとともに、各ボランティアグループなどと連携し、地域での支援体制づくりに努めます。

主任児童委員の活動

児童福祉関係機関・施設などとの連絡

保護指導の必要な児童の発見と、発見後の児童相談所への連絡などを行います。

区域担当児童委員への援助活動

当該区域内の児童委員が行う活動への援助や協力などを行います。

要援護児童・家庭への援助

虐待されている、あるいは虐待が疑われる児童の発見や実情を把握し、各種福祉施策の紹介やあっせんなどを行います。

地域福祉の担い手として良き相談者となれるよう活動しています

室蘭市民生委員児童委員協議会
会長　上野 正春 さん

民生委員制度は、生活に困窮する人たちを救うために岡山県で発足し、全国に広がりました。創設から今年で102年を迎えます。刻々と変化する社会経済の中にあっても、民生委員は地域福祉の担い手として、地域の人たちの生計・生活の維持、生活全般の支援や相談に応じてきました。

室蘭市でも町内会長や先輩委員の推薦を受けて活動しています。近所の人や町内会役員などの協力のもと、行政や各専門機関、各地区の研修会で知識の向上と良き相談者としての研鑽に励み、困り事の解決に向けて関係機関との対応など、地域福祉の向上に取り組んでいます。

当民生委員児童委員協議会の事業として、新任の民生委員もベテラン同様の〝迅速な対応〟ができるよう「活動参考書」の取りまとめに着手し、行政の協力を得ながら実用的な活用を図れるよう作業を進めてきました。困り事の対応例や疑問を委員全員で共有することで、活動への不安や憂いが軽減される事を願っています。

委員の任期は３年で75歳で退任しますが、ベテランも新任委員もこの実用的な「活動参考書」を充分に活用して、委員が替わっても住民の皆さんの頼れる相談者として活動していきたいと考えています。